北魏の大人官に就いて（上）

山崎宏

（序）北魏の部族

一般に部族制はアジヤ北方民族の社會乃至政治史上重視すべきものであるが、「魏志」の烏丸傳によれば、後漢末の烏丸の部族は「數百千落、自爲一部」とあり、その大きさは種々あつたらしく、斯る狀態は北魏鮮卑拓跋國家の部族に於いても略々同樣と考へられる。北魏の大人はもと斯る部族の君長であつたが、今これに就いて卑見を敍べる前に、北魏前史即ち所謂代國時代の諸部族の種類、並びにその數などに關して若干言及しておき度い。

「魏書」の序紀には、成帝毛の頃の部族として統國三十六・大姓九十九あつたといひ、官氏志には安帝越の時に諸部九十九姓ありと見える。なほ「周書」の文帝紀にも「魏氏之初、統國三十六、大姓九十九、後多絕滅」といひ、前考と一致する記載をしてある。これ等に關して「隋書」の經籍志に、

「後魏遷洛、有八氏十姓、咸出帝族。又有三十六族、則諸國之從魏者、九十二姓、世爲部落大人者」

とあるによれば、三十六族は恐らく代國時代に拓跋國家に臣從せる原始的部族國家の後裔で、九十二姓は前出の

九十九姓に相當するものらしく、拓跋國家の支配下にあつて世々部落の大人たりしものゝ子孫と考へられる。尤もこれ等部族の數も時により多少の變化があつたらしく、「北史」六一の獨孤信の傳には「魏初有四十六部」といふ記事がのせてある。

次に「魏書」の官氏志には、前述の如く諸部九十九姓のあつたことを敍べた後に

「自後兼併他國、各有本部、部中別族、爲內姓焉、年世稍久、互以改易、興衰存滅、間有之矣」

といひ、更に當時知り得た部族の名稱を擧げてゐる。それによると、帝室と十姓をなすものとして拓跋部を加へて十部があり、次いで神元皇帝力微の時に「餘部諸姓內入者」として計七十五部の名を擧げ、別にまた東方諸部として二部、南方諸部として七部、西方諸部として十六部、北方諸部として十部の名稱を列擧してゐる。而てこの四方諸部合計三十五部に就いて

「凡此四方諸部、歲時朝貢、登國初、太祖散諸部落、始同爲編戶」

とあるによれば、彼等は後にも述べる如く、少くとも太祖が登國初年に部族の解散を命じた頃までは、それぞれ獨立的存在をなし、北魏に歲時朝貢したのである。斯る點から推察すると、この四方諸部が前揭の統國三十六であり、また魏に從ふ諸國三十六族に相當するものと考へられる。然らば帝室と十姓をなすといふものと、力微の時に內入せりといふ七十五部とを合計せる八十六部は、大姓九十九乃至九十二姓などといはれるものゝ中から、若干脫漏したものに當るといふべきであらう。この點、陳毅の「魏書官氏志疏證」にも論證してゐる如く、敍上の八十六部の外に、なほ相當多くの部族名を數へることが出來るが、今はそれ等に關して特に觸れないことゝする。

(一) 代國時代の大人制

内田吟風氏は、北魏の大人を分類して第一に部落酋長としての大人があり、これは部族名を附して宇文部大人などと呼ばれてゐたこと、第二に拓跋部の重臣としての大人があり、これは東部大人、南部大人などの名稱をもつてゐたこと、第三に太祖の登國初年に部族を解散してから國務大臣としておいた大人があり、これは天部大人などの名稱を帶びてゐたこと等を敍べられた。① この區分は頗る要領を得たものとして承認せられるが、なほこれ等の一々に就いては、詳細に檢討すべきものがあると考へられる。

前に敍べた後漢末の烏丸の部族大人は「魏志」の烏丸傳によれば、個人的能力特に司法裁判や武器製作などに卓れた才能をもつものが推募せられたといひ、② その地位は「不世繼」で、「大人以下、各自畜牧治產、不相徭役」とある如く、大人は各自氏族的部落の上に經濟的基礎を有ち、部族民一般に對しては課稅するが如きことはなかつたらしい。

斯る狀態は恐らく同時代の鮮卑部族の大人に於いても、ほぼ同樣であつたと考へられるが、「魏志」の鮮卑傳によれば、後漢桓帝頃の有名なる鮮卑部族の大人檀石槐は、領國を三部に分け、東部に四、中部に三、西部に五の大人をおいたとあり、なほ「後漢書」の鮮卑傳には、檀石槐の死後國內離散するに及び、諸部大人が遂に「世相傳襲」するに至つたと記してある。元來北族の原始的部族が統合せられ、未だ恒久的國家組織を結成するに至らなかつた場合は、一人の英雄的大部族大人を重要な紐帶としてゐるが故に、その英傑の個人的死亡によつて忽ち崩壞するものと見られる。檀石槐の場合の如く、急速に膨脹した部族國家に於いては、檀石槐は國王的位置に在

り、その下に東・中・西部内におかれた部族大人が檀石槐の官僚的位置を占め、更にその下に一般の部族大人が封建諸侯の如き性格に於いてその身分を保證されてゐたものと考へられる。而して斯る北族國家が再び急に崩壞した場合、その官僚的性格を有つ大人は各々地位を失つて、舊來の部族大人の姿に還元するものと見られる。併し一度經驗した封建的性格は遺されて、大人の位置は世襲せられ、再び大部族國家が成立する場合、その封建的身分は保證されると共に、或者は更に官僚的位置を與へられるのである。

鮮卑拓跋部族の代國の如きは、斯る過程を二三回繰返したものゝやうで、そこに自ら上述の如き官僚的或は諸侯的大人が存在したと考へられるが、北魏太祖の祖父什翼犍以前にはその例は稀である。但し「魏書」刑罰志に

「魏初禮俗純朴、刑禁疎簡。宣帝南遷、復置四部大人、坐王庭決辭訟」云々

とあるによれば、宣帝推寅の時に司法官と思はれる四部大人がおかれたものゝ如くである。宣帝は序紀に七代目とされ、初代成帝毛以後力微に至る十四帝が、殆んど敍述すべき內容を傳へられてゐないのに、彼は兎も角南遷の史實を記されてゐるので③、拓跋部族國家の遠祖であつたと思はれる。從つて四部大人は當時拓跋國家が發展した結果、既に訴訟決斷の能力をもつ一般の部族大人の中から、特にその方面に才能の優れたものを選んで、國家の最高司法官制度を定めたものとも見られる。なほ彼等は必ずしも司法專門の官僚ではなく④、後の大人制などと考へ合せて、そこに拓跋國家の重臣の如き性格があつたに相違ないと推定される。併しこれ等のことも文字通り宣帝時代の史實とすることは早計で、寧ろその後相當斯る國家組織の整備した頃に、それを遠祖に反映した物語りであるとも考へられよう。なほ官氏志に獻帝時代の記錄として

「七分國人、使諸兄弟各攝領之」云々

とあるが、彼等兄弟が大人であつたか否かは別として、これは恐らくこの頃、また拓跋國家が國内を分割して統治せしめたことを示すものゝ如くである。

献帝は代國の始祖力微の祖父に當り、成帝毛より十三代目とされ、前述の宣帝と共に確かに拓跋部の有力なる大人であつたらしく、それは序紀によつても推察される。[5] 勿論この時代に献帝の兄弟が國人を七分して攝領したといふことにはなほ若干の疑問はあるが、これを事實とすれば彼等には多分に諸侯的性格があつたものと考へられる。

次に序紀の中に、力微の即位五十六年の頃、曾つて晉の都洛陽にあつて代國に歸つた力微の長子沙漠汗と力微とを離間せしめんとして、晉の征北將軍衞瓘が國之大人に贈賂した所が、國之執事や外部大人等も皆衞瓘の貨を受けたことが見える。この國之執事なるものについては今明らかにし得ないが、漢族の謀臣の如きものではあるまいかと思はれる。また或は國之大人は四部大人の如き代國の重臣らしく、外部大人は既述の統國三十六部の大人の如きものかとも考へられる。因みに力微の後、その子の祿官(昭帝)の時に代國を三部に分ち、祿官は東部、猗㐌(桓帝)は中部、猗盧(穆帝)は西部を支配し、頓て猗盧がこれを統合したといふが、これは恐らく代國の勢力の分裂で、國内行政上の區分ではなかつたと考へられる。

代王拓跋猗盧の時代に、若干中國式の官屬がおかれたことが刑罰志にも見え、また衛操が猗㐌・猗盧に仕へて輔相となり、[6] 莫含が猗盧時代に「參國官」といはれ、[7] 鬱律(平文帝)の時に大臣があり、[8] 更に什翼犍に至つては左右長史・郎中令・内侍・常侍等の重要なる側近の臣僚があつたが、[9] 今はこれ等については觸れない。たゞ次に什翼犍時代の官制について概説した官氏志の文を掲げ、特にその南北二部大人に關して若干考察して見たい。

「魏氏世君玄朔。遠統(闕)臣、掌事立司、各有號秩。及交好南夏、頗亦改物。昭成之即王位、已命燕鳳、爲右長史、許謙爲郎中令矣。餘官雜號、多同於晉朝。建國二年初、置左右近侍之職。無常員、或至百數。侍直禁中、傳宣詔命。皆取諸部大人及豪族良家子弟儀貌端嚴機辯才幹者、應選。又置內侍長四人、主顧問拾遺應對。若今之侍中、散騎常侍也。其諸方雜人來附者、總謂之烏丸。各以多少、稱酋庶長。分爲南北部。復置二部大人、以統攝之。時帝弟觚監北部、子寔君監南部。分民而治、若古之二伯焉」

と。即ちこれによると什翼犍の時に、上述の如き中國的官名を有つ官僚がおかれると共に、諸方雜人の來附せる者を南北二部に分つて、夫々大人をおき、古の二伯の如くこれを統攝したといふ。二伯とは「禮記」王制にも「八州各以其屬、屬於天子之老二人。分天下以爲左右、曰二伯」とある如く、全國の地方行政を二分して統攝する二人の元老を指すのであるが、猗盧の時代に、その長子六脩が國の南部を統領したことが序紀にも見えるので、什翼犍に初まつたといふ二部大人制の萌芽はこゝにも認められるのである。

次に什翼犍の時より、孫の太祖拓跋珪の登國以前の間に見える南北二部大人の例を擧げるに、先づ南部大人としては前揭官氏志に見られる寔君がある。併し「魏書」一五・「北史」一五の寔君の傳には見えず、志田氏の如きはこの人物を抹殺せんとさへしてゐるが、⑩ 內田氏の反對せる如く實在の人物と見るべく、⑪ その南部大人就任も認めて差支へないと考へられる。次に鐵弗部人劉庫仁が南部大人であつたことは、序紀及び彼の傳卷二三に見られる處で、苻堅が代國を討滅した後は、その命により一族劉衞辰と河を境に舊代國を東西に分ち、その東部を分攝したといふが、太祖紀によれば間もなく淝水の戰後、慕容文等に殺されたらしい。なほ劉庫仁の弟眷の子羅辰も傳卷八三上によれば、その後南部大人になつたといふ。⑫ 更に拓跋國家の名族長孫仁もその子嵩の傳卷二五によれば

昭成の時に南部大人となり、嵩自身も太祖紀に、劉庫仁の東部分攝の當時、南部大人として盡く故民を將ゐて劉庫仁によつたとある。[13] 以上の南部大人の就任の順は不明なるも、寔君・長孫仁・劉庫仁・長孫嵩・劉羅辰の五名が擧げられる。寔君については既に言及したが、長孫氏は官氏志に献帝の兄の後裔にして、帝室と十姓をなすといふ名族で、鐵弗部劉氏は屢々拓跋氏と通婚し、劉庫仁の母は鬱律の女、什翼犍の女は劉庫仁の妻、劉羅辰の妹は太祖の皇后である。

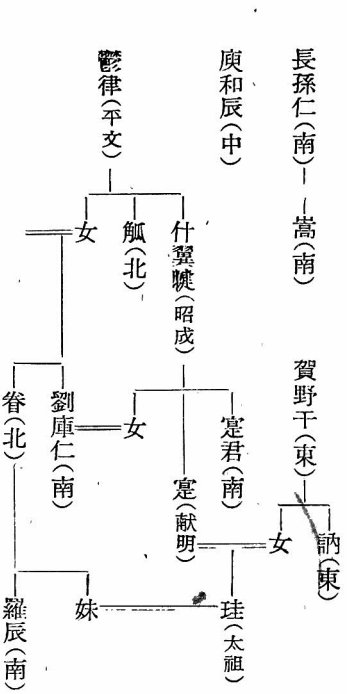

次に北部大人としては、前掲官氏志に見ゆる什翼犍の弟觚がある。彼の傳卷一四にも、兄の昭成帝什翼犍を擁立した功を記し、その即位の際「分國半部、以與之」とある。なほ劉庫仁の弟劉眷が北部大人となつて、太祖建國の頃に歸順したことが、その子劉羅辰の傳卷八三上に見える。この外に管見の及ぶ處その例を知らないが、要するに什翼犍より太祖の初年に及ぶ南北二部大人七名は、皇族又は外戚に限られ、且つ父子相續の事實もあるので、こゝに封建的性格も豫想せられるけれども、南部大人の如きは五名の交迭を見てゐるので、拓跋部の重臣た

る性格を有つことは明らかである。

然るにこの南北二部大人の外に、なほ什翼犍の頃に中部大人・東部大人などと稱するものゝあつたことが注意せられる。即ち庾業延の傳卷二八によれば、その家は世々畜牧を典り、父の和辰の時に中部大人に轉じたことが見える。これは什翼犍の晩年と推定されるが、庾氏は代人で、官氏志にも載せてある。次に皇后列傳卷一三によれば、太祖の母獻明皇后の父賀野干は東部大人で、なほその子賀訥の傳卷八三上に、太祖が代國殁落の危期に際し、獨孤部にあつた頃、訥が東部を總攝して大人となつたとある。(14) 庾氏・賀氏は共に代人であつて、特に賀氏は拓跋氏の外戚に當る名門であるが、庾氏は恐らく代國の畜牧監督官として、その國家經濟上に多大の功勞をなしたものと見られる。されば彼等は南北二部大人と比肩すべき名族であり、人材であつたと見るべく、また庾氏が他職より轉任してゐる點から、これ等大人が自然的に發生した部族大人ではなく、明らかに代國の官僚と考へられる。今その南北二部大人との關係などについては明らかではないが、恐らくそれと略々同樣な職務遂行上、漸次增置せられたるものではなかつたかと考へられる。

① 内田吟風氏・「北朝政局に於ける鮮卑及諸北族系貴族の地位」(「東洋史研究」一ノ三)

② 「魏志」烏丸傳に「常推募勇健能理決鬪相犯者、爲大人」「大人能作弓矢鞍勒、鍛金鐵、爲兵器」「其約法、違大人言、死。其亡叛、爲大人所捕者、諸邑落不肯受」などとあるを參照。

③ 「魏書」の序紀に「宣帝諱推寅立。南遷太澤、方千餘里。厥土昏冥沮洳、謀更南徙、未行而崩」とある。

④ 内田吟風氏・「後魏刑官考」(紀元二千六百年記念史學論文集)に司法官としての四部大人に言及されてある。

⑤ 序記に「獻皇帝諱隣立。時有神人、言於國曰、此土荒遐、未足以建都邑。宜復徙居。」云々とあり、また獻帝の子聖武帝詰汾の南遷の策は「多出宣獻二帝」といひ、宣帝と共に獻帝が拓跋國家史上特筆すべき祖先であつたことを示してゐる。「北史」一參照。

⑥ 「魏書」二三・「北史」二〇衞操傳。

⑦ 同上莫含傳。

⑧ 「魏書」序紀。

⑨「魏書」二四・「北史」二一燕鳳傳、同上許謙傳、「魏書」二三・「北史」二〇莫題傳、「魏書」二六・「北史」二二長孫肥傳等參照。

⑩志田不動麿氏・「代王世系批判」（「史學雜誌」四八ノ二・三）

⑪內田吟風氏・「魏書序紀特に其世系記事に就て」（「史林」二二ノ三）

⑫「魏書」太祖紀によれば、劉庫仁の子劉顯が叛して、爲に庫仁の弟眷が殺された時を、苻堅が姚萇に殺された年、即ち西紀三八五年にかけて居り、眷の子劉羅辰が南部大人となつたのは、劉顯の亂を告げた功によつたものであつた處から、劉羅辰の就任は同年以後のことゝ考へられる。なほ「北史」二〇劉羅辰傳參照。

⑬「魏書」二五長孫嵩傳にも「年十四、代父統軍……太祖承大統、復以爲南部大人」とあり、太祖拓跋珪登位以前に一度南部大人となつたことが知られる。「北史」二二參照

⑭「北史」一三にも東部大人賀野干の名が見られる。但し「魏書」八三上・「北史」八〇賀訥傳には父野干のことは特に記してゐない。

（二）登國元年の二部大人と外朝大人官

太祖が代王の位に即いた登國元年（三八六）以後にも、なほ南北二部大人制が保存せられたことは、官氏志に

「太祖登國元年、因而不改、南北猶置大人、對治二部」

とあるによつて察知せられ、更に太祖紀にも

「登國元年春正月戊申、帝即代王位。……復以長孫嵩、爲南部大人、以叔孫普洛、爲北部大人」云々

とこれを說明してゐる。長孫嵩は旣述の如く代國壞滅の頃一度南部大人となつてゐたが、こゝに又再任されたのである。① 北部大人の叔孫普洛については「魏書」に傳がないので、詳細は不明であるが、叔孫氏はもと乙旃氏といひ、長孫氏と共に帝室と十姓をなす名族として官氏志に擧げられてゐる。叔孫普洛は太祖紀によれば、登國元年に起つた劉庫仁の子顯の叛亂に關係し、劉衛辰の處に奔つたといふので、彼の北部大人は極めて短期に止まつ

たらしく、その後は賀狄干がついで、長孫嵩と相對してゐたことが、彼の傳卷二八に述べられてある。②長孫嵩の南部大人は太祖紀の登國七年（三九二）の條に見えるが、皇始二年（三九七）には冀州刺史となつてゐるので、恐らくこの時まで大人の職にあつたものと思はれる。賀狄干はその後太祖の命により、求婚の爲に姚興の許に遣され、久しく長安に留められたといふので、少くとも姚興即位の頃（三九四）までは、魏にあつて北部大人に就任してゐたものと考へられる。

何れにせよ太祖の登國元年に定められた南北二部大人制度に於いては、皇始二年以後に、その實際就任者を見出し得ないのである。これは恐らく官氏志に

「登國初、太祖散諸部落、始同爲編民」

とある史實と關係するもので、登國の初頃に從來北族の社會組織をなしてゐた部族の解散が命ぜられ、彼等は漢族と同樣編民となり、その爲に舊來部族統制機關としておかれた南北二部大人が、間もなく不必要になつた結果、その就任者がなくなつたのであらう。

これに關聯して既述の賀訥の傳を見ると、彼は東部大人として太祖に從ひ、登國以後中原討平に從軍して安遠將軍となつたが、その後諸部族の解散が行はれ

「離散諸部、分土定居、不聽遷徙。其君長大人、皆同編戶」

といふ有樣になつたので、彼が太祖の外戚であり乍ら、「無統領」といはれてゐる。なほ賀訥の傳によれば、前述の如く什翼犍時代から南北二部大人とほぼ同格として置かれたと思はれる東部大人が、登國以後にも存してゐたことが知られる。そして賀訥が太祖に從つて中原を平定したとあるのは、早く見て皇始二年に中山を平定した

時のことか、恐らくは更におくれて天興元年（三九八）に、鄴を攻略した時のことであらうかと推定せられる。太祖紀によればこの年六月魏と國號を改め、十二月太祖が魏國皇帝の位についたのである。賀訥の傳に諸部を離散し、大人も編戸と同じくなつたとあるのは、この頃のことに相違ない。されば官氏志に登國の初、諸部を解散したといふも、それは命令の發布であつて、その實行はこれより逐年行はれ、天興元年愈々中原國家としての新體制を整へるに至つて、略々それを完了し、從つて舊大人制が廢止せられたものと考へられる。併し太祖の初年には南北二部大人の外に、なほ上述の東部大人賀訥の如きものも二三あつたので、これ等に就いても一應檢討せねばならぬ。

即ち太祖紀によれば、廣寧の人王建が登國六年中部大人に任ぜられたといふが、彼の傳卷三〇によると、③什翼犍の母后はこの廣寧の王氏で、王建も公主を娶つて居り、中山を攻略した後に彼が中州人を坑殺し、太祖の降人招撫の方針に背いた爲に叱責されたことが見える。以つて彼が漢族を稱するとも、拓跋朝廷の外戚であり、思想的にも著しく胡族化してゐたことが知られるが、彼はその後、鄴攻略以前に冠軍將軍に轉じてゐるから、その中部大人在任は明らかに天興元年以後に降るものではなかつたのである。次に代人劉尼の傳卷三〇によれば、④その曾祖父劉敦は本姓獨孤氏にして、太祖の時に方面大人となつたといふ。その記事簡單にして詳細は不明であるが、或は登國の頃一時就任した無任所大人ともいふべきものではなかつたかと考へられる。なほこれと共に不明なものに代人尉諾の國部大人がある。彼の傳卷二六によれば、⑤その就任は中山攻擊についで、後秦姚氏を討つて還つてからである。尉氏は本姓尉遲氏で、官氏志では西方の第一に擧げてある。尉諾は早く太祖に從つてゐたが、尉遲部が大量に拓跋朝廷に內附したのは、太祖紀によれば天興六年（四〇三）に朔方尉遲部萬家が內屬した

時である。而して後秦と北魏との攻防は、天興二年に初まり、天賜元年（四〇四）に北魏の大勝となつて一應終つてゐる。こゝに於いて尉諸の國部大人就任は天賜元年で、それは前年即ち天興六年に尉遲部萬家が內附したが、彼等は未だ舊部族制を多分に有つてゐた爲に、便宜的に一時舊俗に從つて大人制を認めたものに外ならぬと考へられる。

以上通觀するに什翼犍の時以來おかれた南北二部大人、及びこれと略々同格の東部・中部・方面等の諸大人は天興元年、魏と國號を改めた時までに漸次廢止せられたが、なほ尉遲部の如き新附の部族があつた場合には、それを急に新しき北魏の官制下に織込むことを避けて、一時舊大人制を權置したことが知られるであらう。而もこの後にも、未だ若干生蕃的部族があつて、これを編民となし得なかつた爲に、北魏では領民酋長制を設けたが、これに就いては今言及を避け度い。なほこの南北二部大人・東部・中部・方面・國部等の大人の殆んど全部が胡族で、中に屢々皇族・外戚乃至名門の部族大人があつたことは、その重要性を物語るものである。而して彼等大人は官氏志の所謂烏丸諸部即ち諸方雜人來附者を、地域的に二部に分つて分統する南北二部大人を基準として、以下便宜的に漸次置かれたと考へられる。その際彼等大人の職掌は、恐らく刺史の如き中國的地方官などと異り、元來部族大人が一般の部落に對して殆んど徵稅等の行政事務をなすことなく、主に司法裁判等をよくするものであつたのと類似してゐたものゝ樣である。この點、宣帝の高等司法官たる四部大人は、或は傳說的存在であつたかも知れないが、それは少くとも天興元年國を魏と稱する以前の、所謂代國時代に於ける斯る諸大人の實情を反映してゐるものといふべきであらう。

上述の如く太祖は舊制による南北二部大人制等をおき乍ら、部民を編戶とする部族解散政策を進めることによ

つて、略々天興元年の頃までにそれ等を廢止したが、なほこれとは別に、新しく登國元年に外朝大人官をおいたことは注目せねばならぬ。これについて官氏志は又

「是年（登國元年）置都統長。又置幢將及外朝大人官。……外朝大人無常員。主受詔命外使、出入禁中。國有大喪之禮、皆與參知、隨所典焉」

と敍べてゐる。これにつき「歷代職官表」三七は外朝大人を清朝の內務府、隋・唐の殿中監の系統のものと考へ、北魏でもこれが後に少府・殿中監等に變つたものゝ如く見てゐる。併し今これを檢討する爲に、一應列傳によりこれに任命せられた者を調査せねばならぬ。

先づ太祖の母獻明皇后賀氏の傳卷一三を見るに、后の從弟の賀悅が外朝大人であつたことが知られる。[6] 彼の兄賀野干は即ち皇后賀氏の父で、その子賀訥と共に東部大人に就任してゐるので、賀悅は全く外戚關係からこの任に就いたものと見るべきであらう。次に代人和跋も世々部族大人であつたらしく、代國に臣附して太祖の寵遇諸將に冠たりといはれた人で、その傳には彼が外朝大人として「參軍國大謀、雅有智算、頻使稱旨」と見える。[7] また既述の中部大人庾和辰の弟の庾業延も、その傳卷二八によれば王建と共に外朝大人となり、「參預軍國」といはれてゐる。王建の中部大人については既に述べたが、彼はそれよりも前に登國の初、外朝大人として和跋等の十三人と共に「迭典庶事、參與計謀」といはれてゐる。この外になほ叔孫建もその傳卷二九によれば、矢張り登國の初頃に外朝大人となつて、安同等の十三人と共に「迭典庶事、參軍國之謀」といはれてゐる。[8] 安同についてもそのことはよく彼の傳卷三〇の中に明記されてゐる。[9] 彼は遼東の胡人とされてゐるけれども、その祖先は安世高といはれ、イラン系の胡人であつたと考へられる。

以上によつて外朝大人は制度としてはほぼ十三名任命せられたことが判り、その中に賀悅・和跋・庾業延・王建・叔孫建・安同等の六名の名を知ることが出來たが、王建を除くと他は明らかに胡人で、何れも南北大人に準ずる名門であり、また人材でもあつたと考へられる。而してその職とする處は、詔命を受けて外に使することと、軍國の大謀に參與することの外、大喪の禮等に參與すること等であつたと考へられる。軍國の大謀に參與することに關しては、前揭列傳の文に迭典庶事などとあるので、凡そ十三名の外朝大人が交替に國政に參與したのかと思はれるが、必ずしも彼等に宰相として國政を決定する權能があつたか否か疑はしい。それよりも彼等の主に活躍したのは、寧ろ外國や將に解散さるべき過程にある諸部族と交渉する爲に、外に使者として派遣されることにあつたらしい。いまこの外朝大人の外朝の意味を充分明らかにし得ないが、「禮記」文王世子等によれば內朝に對する外朝で、「外朝以官、體異姓也」とある如く、若し公族が外朝に在り、異姓諸侯と同處する時は、官の上下によつて位次を定め、異姓諸侯をよく連結する規定があつた點などからすれば、右の推定も略々認め得る如く考へられる。斯くて彼等外朝大人は北魏の當時の政局から見る時、諸部の解散が大體圓滑に行はれて仕舞へば、略々その任務使命を果したものとなるので、彼等の就任も登國の頃に限られたのではあるまいかと思はれる。

① 「魏書」二五長孫嵩傳によれば、彼は登國元年頃に南部大人となり、皇始二年(三九七)中山討伐の戰功あつて冀州刺史・侍中等に歷任した。

② 「資治通鑑」一〇六に登國元年に當る年の冬、代人庫狄干が北部大人となつたとあるのは、賀狄干の誤であらう。

「北史」二〇同人傳參照。

③ 「北史」二〇王建。

④ 同書二八劉尼。

⑤ 同書二〇尉古眞。

⑥ 「魏書」八三上・「北史」八〇賀訥傳には見られない。「魏書」一三・「北史」一三によれば、代國瓦解して太祖が賀蘭部にゐた頃、外朝大人賀悅が來て供奉したといふが、外朝大人就任はこの後の登國元年以後と考へられる。

⑦ 「北史」二〇和跋。

⑧ 「北史」二〇叔孫建。

⑨ 同上安同。